３　工事内容　工事延長　Ｌ＝414m　鋼８径間連続箱桁橋　Ｌ＝414m（最大支間長　Ｌ＝65.5m）、工場製作１式、架設工１式（クレーンベント架設）、床版工１式、現場塗装工１式、橋梁付属物工１式、足場等設置工１式、仮設工１式

４　工期　契約締結日の翌日から令和５年12月28日まで。

(C)

１　工事名　大和御所道路橿原高田ＩＣ・Ｄ３ランプ橋上部他工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

２　工事場所（自）奈良県橿原市新堂町地先
（至）奈良県大和高田市出地先

３　工事内容　工事延長　Ｌ＝457.7m　鋼６径間連続少数鈑桁橋　Ｌ＝257.7m（最大支間長　Ｌ＝60.0m）（１径間分は製作のみ）、工場製作１式、架設工１式（クレーンベント架設）、床版工１式、現場塗装工１式、橋梁付属物工１式、足場等設置工１式、仮設工１式、鋼製橋脚工２基

４　工期　契約締結日の翌日から令和５年12月28日まで。

５　申請の時期

令和３年10月12日から令和３年11月８日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

なお、令和３年11月９日以降当該工事に係る開札の時まで（休日を除く。）においても、随時申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

受付時間は（受付期間中の各日とも）９時15分から16時30分までとする。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。交付期間は、令和３年10月12日から令和４年１月27日までの休日を除く毎日９時15分から17時00分まで。

ただし、上記交付方法による入手ができない特定ＪＶとしての資格を得ようとする者に対しては、〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44大阪合同庁舎第１号館８階　近畿地方整備局総務部契約課調査係（電話06―6942―1141㈹）において交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる⒜及び⒝を添付して、持参若しくは郵送（必着。書留郵便に限る。）する又は電子メールにより提出すること。なお、電子入札システムによる申請は認めない。

⒜　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

⒝　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和３年10月12日付け支出負担行為担当官近畿地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式２及び３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

提出場所は次のとおりとする。

＜持参・郵送の場合＞

〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44大阪合同庁舎第１号館８階　近畿地方整備局総務部契約課調査係（電話06―6942―1141㈹）

＜電子メールの場合＞

kkr-kinki86shikaku@mlit.go.jp

なお、電子メールの件名は「特定ＪＶ申請書」とし、電子メール送信後、必ず送信した旨を電話にて近畿地方整備局総務部契約課調査係（電話06―6942―1141㈹）に連絡すること。電話連絡がない場合は申請を受理しない。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　特定ＪＶとしての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和２年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む特定ＪＶ及び次に掲げる条件を満たさない特定ＪＶについては、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。それ以外の特定ＪＶについては、令和２年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目を確認した上で特定ＪＶとしての資格があると認定する。

⑴　特定ＪＶの構成　特定ＪＶの構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

⒜　近畿地方整備局における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格「鋼橋上部工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

⒝　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⒜の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⒞　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒟　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定ＪＶの構成員は、次の要件を満たすものとする。

⒜　特定ＪＶのすべての構成員は、平成18年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

ただし、下記㋐から㋒までは、同一工事の施工実績を有すること。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋑　橋梁形式が、鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の製作・架設工事。

㋒　最大支間長が50m以上の工事。

同種工事の実績が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下「コロナ通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

⒝　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。